

議第 109 号

## 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂温泉合掌村における公金の着服事件を受け、市長としての姿勢を示すため給与の減額をするもの。

## 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

下呂市長等の給与の特例に関する条例（平成28年下呂市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市長の給料の特例) 第2条 (略) 2～6 (略) 7 市長の給料月額は、令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に10パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。	(市長の給料の特例) 第2条 (略) 2～6 (略)

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 制定理由

下呂温泉合掌村における公金の着服事件を受け、市長としての姿勢を示すため給与の減額をするものです。

### 2. 概要

(1) 市長給与を3月間、10%減額します。

(第2条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

